

高尾地区自然公園管理運営協議会設置要綱

1 目的

高尾地区自然公園管理運営協議会（以下「協議会」という。）は、明治の森高尾国定公園及び都立高尾陣場自然公園（以下、「高尾地区自然公園」という。）における目指すべき姿や将来目標、自然の保護と利用について推進すべき方向性について共通認識を持ち、自然公園の管理運営を協働により進めていくことで、保護及び利用の推進を図ることを目的として設置する。

2 検討事項

協議会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 高尾地区における管理運営に関する方針に関する議論及び検討
- (2) 「東京の自然公園ビジョン」や(1)の実現に向けた具体的な取組
- (3) その他、高尾地区自然公園の課題などに対する対応

3 構成

協議会は、別紙に掲げる機関・団体をもって構成する。

4 運営

- (1) 協議会は、事務局が招集し年3回程度開催する。
- (2) 事務局は、必要に応じ協議会に構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 事務局

協議会の事務局は、東京都環境局が務める。

6 その他

この設置要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別途に定める。

附則

この設置要綱は、平成29年11月1日から施行する。

付記

協議にあたり、下記の事項に留意することとする。

- ① 協議会に参加する各構成員は、それぞれに立場が異なる主体である。このことを認識し、意見は互いに尊重する。
- ② 特定の場所、施設にこだわることなく、高尾地区自然公園全体を視野に議論する。問題提起だけに留まらず、それぞれの立場で何ができるのかを検討し、解決策を提案する。